

施設規準届出

調剤基本料	1	後発医薬品調剤体制加算	2	地域支援体制加算	2
連携強化加算	○	医療DX推進体制整備加算	○	かかりつけ薬剤師指導料及び かかりつけ薬剤師包括管理料	○
特定薬剤管理指導加算2		無菌製剤処理加算	○	在宅患者 訪問薬剤管理指導料	○
在宅薬学総合体制加算	1	在宅患者医療用麻薬 持続注射療法加算	○	在宅中心静脈栄養法加算	

[詳細を確認する](#)

調剤管理料・服薬指導料に関する事項

【調剤管理料について】

当薬局では、患者様やご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者様ごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。

【服薬管理指導料について】

当薬局では、患者様ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。薬剤服用歴等を参照しつつ、患者様の服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。薬剤交付後においても、当該患者様の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について、継続的な確認のため必要に応じて指導等を実施しています。

明細書の発行状況に関する事項

【明細書の発行状況について】

当薬局では、医療の透明化や積極的な情報提供の推進のため、領収証を発行する際に、調剤報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。明細書には使用した薬剤の名称等が記載されます。その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は受付にてその旨をお申し出下さい。

調剤報酬点数表 [日本薬剤師会作成PDF](#)

長期収載品の選定療養制度について

令和6年10月から医療費の自己負担の新しい仕組みとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で先発医薬品の処方希望される場合は、特別の料金をお支払い頂いております。

[詳しくはこちら](#)

水薬瓶、軟膏壺等の容器代に関する事項

シロップ剤・軟膏などのお薬をお渡しする際、容器代（税込）を頂いております。

夜間・休日等加算の算定に関する事項

薬局が表示する開局時間内で平日19時から翌8時まで、土曜日13時以降から翌8時まで、日曜日祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）の終日は夜間・休日等加算を請求させていただきます。＊薬局の開局時間外に調剤を行った場合は時間外加算が適用されます。

居宅療養管理指導の規定

居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項及び運営規定

[詳しくはこちら](#)

- ・通常の事業の実施地域：千葉県八千代市勝田台1-37-6
- ・従業者の職種、員数及び職務の内容
 - 薬剤師（常勤3名、非常勤1名）
 - 事務員（常勤2名、非常勤0名）